

(様式第1)

報義照会(回答)票

照 金 日 平成22年11月16日
照 金 部署名 都城年金事務所厚生年金適用調査課
照 金 担当者 アシスタントハイトラクター (課長) 川西 由哲
連 絡 先 [REDACTED]
メ ールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 錆 中

(受付番号)

ア'ロウ本部受付番号 No. 2010-119	本部受付番号 No. 2010-1133
-------------------------	----------------------

※ 受付番号は、ア'ロウ本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

被扶養者の認定(一時的な所得)について

(照会に係る諸規定等の名称、条文番号)

業務処理要領【マニュアル】厚生年金・健康保険適用III-1-9 被扶養者(異動)
届(認定)

(内容)

中小企業基盤整備機構が実施している小規模企業共済制度(通称: 経営者の退職金制度)に加入していた法人事業主の妻(非常勤役員のため夫の被扶養者となっている)が、60歳となり退任するため、前記共済金の請求をする予定となっている。

その際、共済金は、一括受け取りあるいは分割受け取りが選択できるようになっている。機構に試算してもらっているわけではないが、自己試算によれば、分割とした場合、年間約200万円になるとのことです。

業務処理マニュアルでは、「不動産売買や株取引など、将来的に継続しない一時的な所得については除外する。」となっているが、

① 上記共済金を一括で受け取った場合は、マニュアルの「一時的な所得」に該当するものと判断してよいか。

② また、分割で受け取るとした場合、年額180万円を超えることが確認できれば、最初の支給日をもって、被扶養者からはずすこととなるのかご教示願います。

類似案件として、項番635（22.6.2付：別府年金事務所）が疑義照会されていますが、個人年金と小規模企業共済制度を同等と考えていいのかの判断がつかないため照会いたします。

＜対応案＞

① 一括受け取りの場合は、一時的な所得と判断し、被扶養者は継続とするが、分割受け取りの場合は、現実に継続して収入があるため、年間180万円を超える際には被扶養者からはずすこととなる。

② 本来、一括で受け取るもの分割にするだけなので、どちらの場合も、一時的な所得と判断し、被扶養者は継続とする。

（ブロック本部回答）

疑義照会No.2010-635（平成22年6月2日受付）で類似案件が照会されていますが、対象となる年金等の種類により取扱いが異なるか否かの判断につきまして本部へ照会いたします。

回答日（又は本部への照会日） 平成22年11月17日
回答部署名 九州ブロック本部 適用徴収支援部 厚年適用支援グループ
回答作成者 マニュアルインストラクター（グループ長）山口 茂
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

所属部署の長の確認

椿

(本部回答)

恒常的な収入の対象となる年金等の種類により取扱いは、異ならないため
【No.2010-635】を参考として、収入と取り扱うことが妥当と考える。

回答日 平成22年11月29日
回答部署名 厚生年金保険部通用企画指導グループ
回答作成者 (一般) 上仁武
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認
(軽微なものについてはグループ長)

山上